

平成28年第10回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

平成28年12月6日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 定期監査の報告
 - 2) 例月出納検査の報告（平成28年9月分・10月分）
 - 3) 平成28年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告
 - 4) 平成28年第2回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告
 - 5) 平成28年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告
- 第 4 町長の所信表明並びに招集挨拶と行政報告
 - 陳情上程（委員会付託）
- 第 5 陳情第 7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情
- 第 6 陳情第 8号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を求める陳情書
- 第 7 陳情第 9号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国への意見書提出の陳情
- 第 8 陳情第10号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める国への意見書の提出の陳情
- 第 9 陳情第11号 若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情
 - 議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第10 同意第 1号 美郷町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第11 同意第 2号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第12 同意第 3号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第13 同意第 4号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第14 同意第 5号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第15 議案第74号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 第16 議案第75号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案上程（説明）
- 第17 議案第76号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の変更について
- 第18 議案第77号 字の区域の変更について
- 第19 議案第78号 工事請負契約の一部変更について
- 第20 議案第79号 工事請負契約の一部変更について
- 第21 議案第80号 工事請負契約の一部変更について
- 第22 議案第81号 工事請負契約の一部変更について
- 第23 議案第82号 美郷町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 第24 議案第83号 美郷町学友館条例の全部改正について
- 第25 議案第84号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について
- 第26 議案第85号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第27 議案第86号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第28 議案第87号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第29 議案第88号 美郷町税条例の一部改正について
- 第30 議案第89号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第31 議案第90号 指定管理者の指定について
- 第32 議案第91号 指定管理者の指定について
- 第33 議案第92号 指定管理者の指定について
- 第34 議案第93号 指定管理者の指定について
- 第35 議案第94号 指定管理者の指定について
- 第36 議案第95号 平成28年度美郷町一般会計補正予算第8号
- 第37 議案第96号 平成28年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号
- 第38 議案第97号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号
- 第39 議案第98号 平成28年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号
- 第40 議案第99号 平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号
- 第41 美郷町選挙管理委員及び補充員の選挙
- 第42 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	8番	武藤威君
9番	泉美和子君	10番	細井邦男君
12番	藤原政春君	13番	飛澤龍右門君
14番	森元淑雄君	15番	熊谷良夫君
16番	杉澤隆一君	17番	深沢義一君
18番	高橋猛君		

欠席議員（1名）

11番 熊谷隆一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	齊藤敦子君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	高橋穰君
商工観光交流課長	藤田信晴君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	鈴木孝悦君	農業委員会 会長	高橋正尚君
農業委員会 事務局長	鈴木忠君	教育長	福田世喜君
教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君	教育総務課長	煙山光成君
生涯学習課長	高橋一久君	代表監査委員	久米力君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小田長光仁	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主任	高橋広樹		

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

11番、熊谷隆一君から欠席の届け出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第10回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、伊藤福章君、4番、中村美智男君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日12月6日から12月15日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月15日までの10日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中村美智男君、登壇願います。

（議会運営委員長 中村美智男君 登壇）

○議会運営委員長（中村美智男君） おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

11月29日招集されました平成28年第10回美郷町議会定例会に当たり、翌30日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしました。

初めに、本定例会の会期は、本日12月6日から15日までの10日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日は、議長の諸般の報告、町長の所信表明並びに招集挨拶と行政報告があり、陳情を上程し、同意第1号から同意第5号並びに議案第74号及び議案第75号を上程し、質疑、討論、表決を行います。その後、議案第76号から議案第99号までを上程し、美郷町選挙管理委員及び補充員選挙と秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行い、終了の予定です。

12月7日から13日までは本会議を休会し、8日正午には一般質問の通告締め切りとする予定です。なお、12月9日、12日及び13日には、必要に応じて関係常任委員会を開催し、陳情等の審査を行う予定です。

12月14日は午前10時から本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

12月15日は午前10時から本会議を再開し、議案第76号から議案第99号までの質疑、討論、表決を行い、その後、陳情の審査結果について委員長の報告、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高橋 猛君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より定期監査の結果報告がありました。

2として、町の監査委員より例月出納検査、平成28年9月分及び10月分の結果報告がありました。

3として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より、平成28年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告がありました。

4として、大仙美郷環境事業組合議会出席議員より、平成28年第2回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告がありました。

5として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より、平成28年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告がありました。

その写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の所信表明並びに招集挨拶と行政報告

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の所信表明並びに招集挨拶と行政報告を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より所信表明並びに招集挨拶と行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

このたび、多くの方々からのご支援のもと、無投票当選という形で信任をいただき、引き続き町長職の責任を背負わせていただくこととなりました。生活様式の多様化などに伴い、価値観も多様化してきている中、無投票当選という結果に内包されている多様な意思や意見を積極的にそんたくするとともに、その理解に努め、町民各位が誇れる美郷町の創造に精進してまいりますので、町民各位並びに議員各位には、引き続きご指導ご鞭撻をいただけますよう、心からお願いを申し上げ、今後の町政推進の所信を述べさせていただきます。

さて、美郷町は誕生から13年目に入りました。この間、町民各位並びに議員各位には、合併自治体として、そして基礎自治体として、対応が必要な多くの取り組みに、深いご理解と広いご協力をいただきながら、順調に推進することができましたことに、改めて心から感謝を申し上げます。

おかげさまでこの4年間についても、愛郷心の育成につながる美郷町の特徴づくりは順調に進展し、美郷町独自のラベンダー品種「美郷雪華」の品種登録を皮切りに、美郷雪華ルームフレグランスの製造、美郷雪華酵母による日本酒の商品化など、特徴として認識してもらえる事柄を、着実に積み重ねてきているものと認識しております。また、美郷町の代表資源である「水」につきましても、ことし開催の湧水保全フォーラム全国大会に秋篠宮殿下のお成りを賜りながら、「水の郷 美郷」を情報発信するとともに、藩政時代からの水源涵養林である七滝山を町有財産にしたことで、今後の展開に新たな可能性を持つことができたところです。

また、施設関係では、学校統合に伴う千畑小学校並びに仙南小学校を開校するとともに、老朽化していた認定こども園六郷わくわく園を新築し、望ましい環境を整えることができたほか、空き校舎活用として、美郷町宿泊交流館ワクアス、美郷町歴史民俗資料館・佐々木毅記念室をオー

ブンさせ、その有効活用も実現できたところです。

そして、こうした展開を支える財政につきましては、プライマリーバランス黒字を意識した財政運営及び各般にわたる効率化を意識した財政運営のおかげで、少子高齢化に伴う制度充実や道路・圃場整備など社会資本の充実整備を図りながらも、おかげさまで確実に健全化に向かっているところです。

他方、こうした取り組みの終着点であり、地域の将来に直接的影響のある人口減少問題については、第2次美郷町総合計画による各般の施策を総合的に展開しているものの、残念ながら進行している状況です。この問題は、広い分野に影響が及ぶため、できる限りの対策を講じ、その減少幅を抑制することが求められますが、一つの切り口で対応できる安易な問題でないため、今後も広い視点で全力を尽くさなければならないと認識しているところです。

そのため、美郷町としては、引き続き総合力で人口減少問題に対処してまいりたい考えですが、その政策視点は大きく2つあると考えております。

その一つは、愛郷心を育むことで定着を促進するよう、その核心にある特徴づくりに引き続き力を注ぐこと。もう一つは、住むあるいは住み続ける意志のきっかけとなる具体策に力を注ぐことと認識しているところです。

初めに、美郷町の特徴づくりについてですが、美郷町の特徴は何といても「水」です。そのため、今後も引き続き力を注いでまいりたいと思います。具体的には、取得した水源涵養林七滝山を有効活用するよう、具体計画を策定するとともに、健康や癒し、教育につながる取り組みを実践し、観光や交流を促進しながら、水の郷のイメージ強化を図ってまいりたいと考えております。

また、これまで多くの特産品を生んだラベンダーの品種、美郷雪華も特徴の一つです。今後も新たな特産品づくりに力を注ぎ、美郷町と言えば白色ラベンダーというイメージの強化を図ってまいりたいと思います。具体的には、美郷雪華の真空低温抽出後の残渣を有効活用することで、新たな特産品づくりを進め、ラベンダーの郷のイメージ強化を図ってまいりたいと考えております。

また、民間企業と連携していることも、美郷町の一つの特徴です。今後も強化を図り、まちづくりに向けた可能性の幅を広げてまいりたいと思います。具体的には、既に連携している企業を通じて新たな企業と連携を持つなど、徐々にその輪を広げ、交流の町としてのイメージ強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、住むあるいは住み続ける意志のきっかけとなる具体策についてです。住むあるいは住み

続ける基本条件は、働く場所があり、所得が一定程度確保されることであると思いますので、今後も産業振興に力を注いでまいります。

具体的には、転作制度の廃止を見据え、作目の選択肢を広げることで所得向上につながるよう、生薬栽培及び酒造好適米栽培の拡大などを後押ししてまいりたいと考えております。また商業については、ラベンダー関連の特産品製造や販売などを新たな商行為の選択肢として位置づけることで所得向上につなげるよう、その確立に努めてまいりたいと考えております。また工業については、引き続き紹介型の企業誘致に加え、既存企業が新規部門の導入を進めやすいよう支援を講じ、就業の場拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、住み始める、住み続けるには、その根底に住みやすい、暮らしやすいということが大切だろうと思います。具体的には、若者の定住支援や子育て支援の充実を図るとともに、児童・生徒に多様な経験機会をつくるなど、教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。そして高齢者には、健康長寿を目指したセルフケアの推進などを強化してまいりたいと考えております。さらに、防災上の安心感も生活上の安心感には大切なことですので、緊急告知FMラジオの配備などを計画的に推進してまいりたいと考えております。

さらには、住み続けるために、一定の心地よい刺激も必要です。人の往来があり、自然に人が集う場所、つまり拠点となる市街地を活性化させるとともに、文化的な香りの伴う刺激が生まれるよう、歴史文化施設の有効活用も図ってまいりたいと考えております。

なお、こうした取り組みを支えるのは、申すまでもなく健全財政です。人口減少を受けとめながらも、今後も財政基盤の強化は十分に意識してまいりたいと存じます。

具体的にはさきに述べました財政健全化への取り組みは継続しながら、地方交付税の漸減に着実に対応していくよう計画的な推進を期すとともに、人口減少社会の到来を踏まえ、全自治体が行っている公共施設等総合管理計画の策定を踏まえ、将来の公共施設等のあり方を見定め、計画的に実践することで健全財政の実現を期してまいりたいと考えております。

以上、現状認識から今後の展開についての所見を述べさせていただきましたが、大切なのは町民各位と情報を共有しながら、進む道が皆さん見えること、そしてその道を皆さんで歩むことではないかと思います。そのため、これからも透明性や公平性を大切にしながら、目の前に迫る諸課題に誠実に取り組み、先々の展望を見据えた取り組みに汗を流してまいりたいと存じます。

私の好きな詩に、明治から昭和にかけて活躍した河井醉茗の「歩いた途」という作品があります。自分の仕事に対する認識あるいは姿勢としてご理解いただきたく、その作品を紹介いたします。

「歩いた途(みち)」 河井 醉茗 作

私の歩いたあとには
花が咲いた
私の歩いたあとには
泉が湧いた
私の歩いた時は
荆棘の途であったが—
私の歩いた時は
石くれの途であったが—

こんな美しい花が
咲こうとは思わなかった
こんな清らかな泉が
湧こうとは思わなかった
ただ一步一步省みて
静かに歩いた
ただ一瞬一瞬心から
踏みしめて歩いた

私はやはり
いい途を歩いたのだろう
荆棘の棘(はり)にもさされたけれど—
石のかけらにも躓いたけれど—

美郷町には、これまで数々の困難がありました、それを皆さんの力で乗り越えてまいりました。

しかし、道はまだまだ続きます。そして、新たな困難も迎えるものと思います。でも、歩き続けなければなりません。望む町の姿を目指して、変化をいとわず、道を進んでいかなければなり

ません。

そして、その道の途中、必ずやしばし立ちどまるときがあるものと思います。その際、振り返った町の歩みが、先ほどの詩のように、未来に意味のある歩み、そして未来に達成感のある歩みでなければなりません。

そのためにも、これからの一步一步、一生懸命に歩くこと、そして努力をあきらめないことが大切であるものと思います。

町民各位並びに議員各位には、こうした考え方で歩む今後の町政について、引き続きのご理解とご協力をいただけますよう、心からお願い申し上げます、私の所信といたします。

引き続き、平成28年第10回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げます。

初めに、仙南出張所の収支不明金について、ご報告いたします。

仙南出張所において、公金収納の10月20日取り扱い分を日計処理したところ、レジ明細、納付書及び現金を突合しましたが、収支不明金として1万円多く確認されました。その後、当日窓口にいらした方や担当した職員に対して確認作業を行いました。不明金につながる処理の誤りや原因は特定できませんでしたので、10月27日に大仙警察署に遺失物として届け出を行いました。

こうした事態に至りましたことを、おわび申し上げます。今後は、窓口における現金収納の適切な取り扱いを改めて徹底し、再発防止に努めます。

次に、第2次美郷町総合計画における「リーディングプロジェクト」についてご報告いたします。

1つ目は「豊かさ実感プロジェクト」についてですが、美郷町清水周辺環境整備・保全計画の実施状況は、浪花字小金清水地区の黄金清水と鑓田字屋敷田地区の大工・馬洗い清水に散策路、親水デッキの設置等の整備を行いました。

2つ目は「活力創出プロジェクト」についてですが、10月6日、美郷中学校コヂカラプロジェクトとして進めてきた、美郷雪華アロマミストの完成披露発表会が行われ、10月9日には美郷中学校の文化祭で販売されました。現在は、インターネットや首都圏を中心に販売されていますが、町を代表する特産品の一つとして、販売促進支援などを通じて、美郷ブランドの確立に向けて取り組んでまいります。

10月15日、16日におおた商い観光展及び友好都市ふれあいひろばが、11月12日、13日にO T Aふれあいフェスタが、大田区内でそれぞれ開催されました。また、10月27日、28日にはJ R新橋駅付近の2会場で開催された全国交流物産展in新橋に秋田県から唯一出展し、各イベントを通じ

て、町内産品の物販及び観光PRなどを行いました。今後も、地域間交流の推進と特産品の流通ルート確保に取り組んでまいります。

11月2日、一昨年大台野試験区に定植した甘草と、昨年小荒川試験区に定植した桔梗の収穫と専用機械による掘り取り試験を行いました。今後は、これらの結果を踏まえた栽培ごよみや経営指標の作成を行うとともに、平成29年度以降の本格出荷を目指し、関係機関と協議を行ってまいります。

また、11月3日、NPO法人みさぼーととの共催で、「薬樹の森づくり活動植樹事業」を開催し、町民や東京生薬協会の関係者約100人がホオノキ約100本を旧花岡スキー場に植樹しました。

3つ目は「交流促進プロジェクト」についてですが、9月9日、10日、東京都大田区六郷美郷交流会の方々15人が来町しました。町内施設の視察のほか、大田区との新たな学校交流に向け、関係学校長や関係団体の代表者を交えた交流会を行いました。二十数年にわたるこれまでの交流を基軸としながら、さらなる交流拡大に向けた取り組みを推進してまいります。

10月7日、8日に、今年度2回目となる「ごはんの教室&農業体験のすすめ」を東京都大田区区民センターで開催しました。初日は新規の参加者20人が、2日目はふるさとオーナー制度「味郷くらぶ」の登録者や夏に実施した農業体験ツアーの参加者18人が参加しました。町内産農産物や美郷町の水を使用した町内産あきたこまちの新米の試食などを行い、本町の魅力をPRしました。

10月27日東京都内において、ふるさと大使全国大会2016が開催されました。「縮小時代に地方はかく生きる」と題して行われたパネル討論では、千葉県浦安市長、静岡県牧之原市長とともにパネリストとして、本職も出席してまいりました。この大会には本町からも4人のふるさと大使が出席し、全国各地から集まったふるさと大使に本町の取り組みを紹介するとともに、情報交換をしてまいりました。

次に、各課の個別の取り組みについてご報告いたします。

初めに、総務課関係ですが、美郷町功労者表彰式を11月1日に開催し、長年にわたり町政の発展に寄与された1人の方を功労者として表彰いたしました。

今年度の新規職員採用試験については、一般行政職、管理栄養士及び幼稚園教諭・保育士、合わせて53人が受験し、一次試験、二次試験の結果、6人を任用候補者名簿に登録いたしました。

住民生活課関係ですが、緊急告知FMラジオを9月中に土砂災害及び浸水害の危険が比較的高い地域への配布が完了し、10月4日より、FM秋田で毎週火曜日午後4時20分から「マイシティマイタウン美郷町」の放送を開始しました。町民の皆さんへの新たな情報伝達手段として、緊急

時のみならず有効に運用してまいります。

商工観光交流課関係ですが、美郷町のゆるキャラ「美郷のミズモ」がゆるキャラグランプリ2016にエントリーし、町のホームページやイベントでのPR活動を行った結果、1,421体が出場する中、92位と大健闘いたしました。今後も様々なイベントを通して、美郷町のPR活動を行ってまいります。

農政課関係ですが、今年の米の作況指数は104の「やや良」と発表され、11月18日現在の主食用米の出荷状況は、町全体で約26万3,000俵となっております。なお、一等米比率は98.6%となっており、適正な管理に努められた結果がうかがえます。

また、国の経営所得安定対策に係る米の直接支払交付金、水田活用の直接支払交付金及び産地交付金は年内に各農家へ直接交付される予定です。

美郷フェスタ2016が10月22日、23日に、美郷総合体育館リリオス、美郷町公民館、南ふれあい館、南体育館の4会場で開催されました。2日間とも天候に恵まれ、延べ9,300人を超える方々が来場されました。

ナラ枯れ被害の状況についてですが、秋田県沿岸南部から被害が拡大しており、当町においても黒沢字大杉地内で被害が確認されました。町では今後の被害拡大防止のため、広報・啓発等の情報収集を行い、早期発見に努め、適切な防除駆除の対策を講じてまいります。

建設課関係ですが、11月4日、除雪出発式を北除雪センター車庫で行い、作業従事者や交通関係者とともに作業の安全について祈願いたしました。今年度新規に購入した除雪グレーダー1台を含め、除雪機械71台で約465kmの道路除排雪を行ってまいります。

9月から11月末までの主な工事発注状況については、道路維持工事3件、道路改良工事5件、舗装補修工事2件、歩道整備工事1件、橋梁補修工事1件、公営住宅改修工事2件、公園補修工事1件を発注済みです。また、簡易水道関係では、仙南東部地区の紫外線処理施設設置工事1件、浄水場機械設備工事1件、電気設備修繕工事1件を発注済みです。

教育総務課関係ですが、東京日本橋東ロータリークラブ様による美郷中学校へ壁画を寄贈する「子供達に芸術に触れる機会を！」プロジェクトが、10月22日から11月4日にかけて実施されました。生徒達が壁画を描く過程をつぶさに見学できたことや、作者である大小島真木さんと交流できたことは、大変貴重な体験になったと思います。

生涯学習課関係ですが、地方創生事業の一つであります「美郷カレッジ」の後期講座を、9月17日から11月19日まで4回にわたり開催し、321人の方々が受講しました。テーマを「つくる」と題し、美郷大使でイラストレーターの永田 萌氏と宗教家の山折哲雄氏、女優で一人話りの三咲

順子氏、日本航空株式会社執行役員の中野星子氏、秋田公立美術大学講師で芸術人類学者の石倉敏明氏を講師にお迎えし、芸術文化や人材育成の分野で、それぞれ大変示唆に富んだ講演をしていただきました。

9月24日から26日まで、日本スポーツマスターズ秋田大会のバドミントン競技と自転車競技が美郷町を会場に開催され、全国シニア世代のトップアスリートが熱戦を繰り広げました。また、9月24日には、高円宮妃久子様から自転車競技をご台覧いただきました。

10月30日、美郷町読書フェスタを学友館で開催いたしました。当日は、NPO法人ファザリング・ジャパン代表の安藤哲也氏を講師に迎え、読み聞かせによるミニコンサートを開催したほか、ミズモの折り紙作成など親子揃って楽しい時間を過ごしていただきました。あわせて「心に残った一冊」の紹介コンクールにご応募いただきました全512作品を展示し、各部門の最優秀賞に輝いた8名の皆様を表彰いたしました。

11月14日、オリンピック・パラリンピック等経済界協議会の協力による、タイ異文化教室を開催いたしました。トヨタ自動車タイ駐在経験社員及びタイ現地採用社員を講師に招き、町内企業、町民、町職員ら約60人が、タイ王国の文化や風習、簡単なタイ語などを学びました。タイ・バドミントンチームの合宿誘致に向け、弾みのつくよい機会になりました。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

同意第1号「美郷町監査委員の選任につき同意を求めることについて」ですが、深澤克太郎氏を監査委員に選任したく、同意を求めるものです。

同意第2号「美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ですが、高井真純氏を引き続き教育委員に任命したく、同意を求めるものです。

同意第3号から同意第5号「美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ですが、檜森吉裕氏、伊藤光司氏、佐々木竜孝氏を、それぞれ引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任したく、同意を求めるものです。

議案第74号及び議案第75号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ですが、中村しげ子氏を引き続き人権擁護委員として、また枝川慶悟氏を新たに人権擁護委員として推薦したく、意見を求めるものです。

議案第76号「大曲仙北広域市町村圏組合規約の変更について」ですが、大曲仙北広域市町村圏組合における共同処理する事務に、一般廃棄物処理の広域化に係る準備事務に関することを加えるため、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第77号「字の区域の変更について」ですが、農地集積加速化基盤整備事業大畑地区の実施

に伴い、字の区域を変更する必要があるため、お諮りするものです。

議案第78号から議案第81号までの「工事請負契約の一部変更について」ですが、六郷畑屋地区簡易水道配水管布設工事第1工区、第2工区、第3工区及び千畑中央地区簡易水道配水管布設工事第1工区の契約金額の変更について、お諮りするものです。

議案第82号「美郷町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について」ですが、地域再生計画に基づき本社機能の移転等を行う事業者に対して、固定資産税の特例を定めるため、お諮りするものです。

議案第83号「美郷町学友館条例の全部改正について」ですが、美郷町学友館の用途変更を行うため、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第84号「美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について」、議案第84号「美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」及び議案第86号「美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について」ですが、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当に関する規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第87号「美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」ですが、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当等に関する規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第88号「美郷町税条例の一部改正について」及び議案第89号「美郷町国民健康保険税条例の一部改正について」ですが、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第90号から議案第94号までの「指定管理者の指定について」ですが、美郷町住民活動センター、観光案内休憩広場、美郷町アクティセンター、美郷町堆肥センター、美郷町サン・スポーツランド千畑温水プール、美郷町サン・スポーツランド千畑テニスコート、美郷町屋内スポーツ館及び美郷町歴史民俗資料館を管理運営する指定管理者及びその指定期間について、お諮りするものです。

議案第95号「平成28年度美郷町一般会計補正予算第8号」についてですが、地方創生事業費の増額、小規模介護施設等整備費補助金の追加、県営基盤整備事業費負担金の増額、魁星旗フットサル大会補助金の追加及び給与改定による人件費の調整等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第96号「平成28年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号」についてですが、国庫負担金等の確定による減額及び一般被保険者の高額療養費の増額等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第97号「平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号」についてですが、給与改定に伴う人件費の調整、簡易水道事業費国庫補助金の減額、一般会計繰入金の減額及び修繕料の増額等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第98号「平成28年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号」についてですが、給与改定に伴う人件費の調整、流域下水道建設事業費負担金の増額及び流域下水道事業債の増額等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第99号「平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号」についてですが、給与改定に伴う人件費の調整等による歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

○議長（高橋 猛君） 町長。

○町長（松田知己君） ただいまの行政報告で議案番号を間違えましたので訂正いたします。「議案第85号」と言うべきを、誤って「議案第84号」と申しあげましたので、訂正しおわび申し上げます。

◎陳情第7号の上程、委員会付託

○議長（高橋 猛君） 日程第5、陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第7号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎陳情第8号の上程、委員会付託

○議長（高橋 猛君） 日程第6、陳情第8号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第8号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第9号の上程、委員会付託

○議長(高橋 猛君) 日程第7、陳情第9号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国への意見書提出の陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第9号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第10号の上程、委員会付託

○議長(高橋 猛君) 日程第8、陳情第10号 「高額医療費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める国への意見書の提出の陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第10号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第11号の上程、委員会付託

○議長(高橋 猛君) 日程第9、陳情第11号 若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金

積立金の株式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第11号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第10、同意第1号 美郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長(松田知己君) 平成28年12月16日をもって任期満了となります美郷町監査委員として、深澤克太郎氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により提案するものです。

深澤氏は行財政に精通しており、経験・力量に加え、人格・識見も高く、監査委員として適任であると存じますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

同意第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第1号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、同意第1号 美郷町監査委員の選任につき

同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第11、同意第2号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 美郷町教育委員会委員であります高井真純氏は、平成28年12月17日をもって任期満了となります。そこで、同氏を再任することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により提案するものです。

高井氏はこれまで教育委員として大変熱心に業務に当たっていらっしゃっております。適任であると存じますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

同意第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第2号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、同意第2号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第12、同意第3号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長(松田知己君) 美郷町固定資産評価審査委員会委員として檜森吉裕氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により提案するものです。

檜森氏は、現在、美郷町企業連携協議会の会長を務められ、平成25年12月18日から固定資産評価審査委員会委員に就任されており、広く地域の実情に通じています。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

同意第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第3号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、同意第3号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第13、同意第4号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長(松田知己君) 美郷町固定資産評価審査委員会委員として伊藤光司氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により提案するものです。

伊藤氏は、現在、調査測量設計補償コンサルタント会社に勤務され、平成25年12月18日から固

定資産評価審査委員会委員に就任されており、広く地域の実情に通じております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

同意第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第4号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、同意第4号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第14、同意第5号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 美郷町固定資産評価審査委員会委員として佐々木竜孝氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により提案するものです。

佐々木氏は、専業農家として高品質な米づくりに取り組まれ、平成27年9月16日から固定資産評価審査委員会委員に就任されており、広く地域の実情に通じております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

同意第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第5号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、同意第5号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第15、議案第74号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長(松田知己君) 中村しげ子氏は、平成29年3月31日をもって任期が満了となることから、人権擁護委員として法務大臣に推薦したくお諮りするものです。

中村氏は、町の民生児童委員として長らく福祉活動推進に携わり、人格・見識ともに高く、人権擁護について理解が深い方です。これまで、大曲人権擁護委員協議会において常務委員を務められるなど、人権啓発活動や人権問題に熱意を持って活動されております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第74号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第74号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり決しました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第16、議案第75号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 現在、住職でいらっしゃる枝川氏は、人格・見識が高く、広く社会の実情に通じており、人権擁護に係る活動をしていきたいという抱負を持っていらっしゃる方です。人権問題の解決については熱心に活動することが期待されます。よって、枝川氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦したくお諮りするものです。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第75号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第75号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり決しました。

◎議案第76号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第17、議案第76号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の変更についてを

上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(小原隆昇君) 議案第76号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の変更についてご説明いたします。

変更案は16ページ、次のページでございますけれども、説明は新旧対照表、議案資料集1ページをお開きください。説明させていただきます。

現在、共同処理している6の事務事業に、新たに「一般廃棄物処理の広域化に係る準備事務に関すること」を加えるものでございます。

町の廃棄物処理につきましては、大仙美郷環境事業組合で処理を実施してございますけれども、平成31年4月から仙北市も加わり、大曲仙北広域市町村圏組合の事業として実施する計画でございます。本年6月21日に3市町の基本合意がなされております。

議案16ページにお戻りいただきます。

附則におきまして、この変更は知事の許可の後、平成29年4月1日から施行することとしてございます。以上でございます。

○議長(高橋 猛君) これで、議案第76号の説明が終わりました。

◎議案第77号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第18、議案第77号 字の区域の変更についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(高橋 薫君) 議案第77号 字の区域の変更についてご説明いたします。

農地集積加速化基盤整備事業大畑地区が実施されたことに伴いまして、従来の地形が変更され、境界が不明確となったので、整備後の区画に合わせて字界を変更する必要があるため地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

変更となる区域は次のページ、18・19ページまでの字界変更調書に記載されております。

なお、位置図と全体図につきましては、議案資料集2ページ・3ページに記載してございますので、ごらんになっていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第77号の説明が終わりました。

ここで、10分間休憩します。

（午前10時57分）

（午前11時08分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

私より訂正しておわび申し上げます。

日程第8、陳情第10号であります。正しくは「高額療養費」と申し上げるところを「高額医療費」と申し上げたようであります。正しくは「高額療養費」であります。訂正しておわび申し上げます。申しわけありませんでした。

◎議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号の

上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第19、議案第78号 工事請負契約の一部変更についての件、日程第20、議案第79号 工事請負契約の一部変更についての件、日程第21、議案第80号 工事請負契約の一部変更についての件、日程第22、議案第81号 工事請負契約の一部変更についての件、以上4件は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題として上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、一括議題として上程します。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第78号から議案第81号の工事請負契約の一部変更につきましては、いずれもことし6月14日に契約した工事で、これまでの現場管理、工事の精査や、あわせて事業推進に係る配管施工延長の増などによる契約額の変更についてお諮りするものです。

それでは、議案第78号から一括してご説明申し上げます。

議案資料集の変更契約書（案）は5ページから9ページとなりますので、あわせてごらん願います。

議案第78号、資料集は5ページであります。

六郷畑屋地区簡易水道配水管布設工事第1工区につきましては、変更の主な理由ですが、配管延長等の精査、残土処理運搬距離の変更、それから車の輪荷重の大きい幹線道路の舗装復旧工法の変更等により、工事請負契約金額を5,335万2,000円から5,694万8,400円に変更するものです。

次に、議案第79号、六郷畑屋地区簡易水道配水管布設工事第2工区につきましては、資料集の7ページをごらん願います。

第2工区につきましては4つの工種がございまして、1として配水管布設工事ですが、給水希望戸数の増加、それから施工実績見込みによる配水管の施工延長の増、これが139.7メートルであります。

それから、当初、道路復旧の舗装厚さの基準を5センチとしておりましたが、幹線道路等の輪荷重の大きい路線の舗装構成を変更するものです。舗装厚さを7センチ、路盤安定処理を13センチとするものです。

2として、水路横断工ですが、当初、配水管を通常埋設（地下1メートル）としていましたが、既存の横断暗渠が支障となり回避するため、推進工法を導入するもので、地下約3メートルへの埋設となります。

3として、消火栓設置工は精査によるものです。

4として、給水管布設工事は給水戸数3戸の増及び給水管施工延長の精査によるものでございます。

以上により、12月20日の工期を来年1月10日とし、工事請負契約金額を5,886万円から7,045万560円に変更するものであります。

次に、議案第80号、資料集は8ページであります。

六郷畑屋地区簡易水道配水管布設工事第3工区につきましては、変更の主な理由ですが、残土処理運搬距離の変更と配管延長の精査により、工事請負契約額5,724万円を5,885万4,600円に変更するものであります。

次に、議案第81号、資料集は9ページであります。

千畑中央地区簡易水道配水管布設工事第1工区につきましては、変更の主な理由ですが、残土処理運搬距離の変更と配管延長等の精査により、工事請負契約額5,616万円を5,715万3,600円に変更するものであります。

以上、議案第78号から議案第81号につきましては、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

契約の目的、方法、契約の相手方に変更はございません。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第78号から議案第81号までの説明が終わりました。

◎議案第82号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第23、議案第82号 美郷町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 議案第82号についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地域再生法による地域再生計画に基づき本社機能の移転及び町内にある本社機能の拡充をする事業者に対する支援として、固定資産税の特例を定めるため、条例制定について提案するものでございます。30ページをお願いいたします。

条例（案）についてご説明申し上げます。

第1条の趣旨でございますが、提案理由で申し上げましたとおり、固定資産税の不均一課税について定める旨、規定してございます。

第3条の不均一課税でございますが、平成30年3月31日までの間に、秋田県から地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が、認定日の翌日以降2年間の間に土地、家屋、償却資産などの固定資産税について申請することにより、3年間、不均一課税を受けることができるものでございます。

31ページをお願いいたします。

第1号の法第17条の2第1項第1号を実施する認定事業者でございますが、東京23区内に本社を有する事業者が、本社機能を町内に移転する場合、初年度の固定資産税がゼロ、翌年度が4分の1、翌々年度が2分の1となるものでございます。

第2号の認定事業者は、町内にある本社機能を拡充する場合でございます。固定資産税が、初年度ゼロ、翌年度3分の1、翌々年度は3分の2となるものでございます。

第4条の申請でございますが、固定資産税が課税される年の1月31日まで申請しなければならない旨、規定してございます。

第5条は、事業の承継があった場合、引き続き承継した事業者に対し、不均一課税を行うことができる旨、規定してございます。

第6条は、不均一課税の取り消しについて規定してございます。

32ページをお願いいたします。

附則として、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第82号の説明が終わりました。

◎議案第83号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第24、議案第83号 美郷町学友館条例の全部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋一久君） 議案第83号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、美郷町学友館の施設の用途変更を行うため、所要の規定を変更したく提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1条では、学友館の設置目的と設置に基づく関係法令を示し、第2条では学友館の名称、位置を、第3条の施設の構成でございますが、1号の美郷町図書館は変わらず、2号で「美郷町資料館」を「美郷町展示館」に変更するものでございます。

第4条では職員について、第5条から第7条までは図書館に関する規定を、第8条で展示館の事業等を規定し、第9条では展示館の入館料を定めてございます。その金額は1,000円を超えない範囲で町長が定めることとしています。

次のページ、第10条では調査研究による特別利用について規定し、第11条では利用者の損害賠償責任を、第12条では学友館の管理運営を教育委員会が行うこととしてございます。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしてございますが、第2項で経過措置を設けてありまして、施行前の手続等については、この条例の相当規定によりなされたものとみなすものでございます。

説明は以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第83号の説明が終わりました。

◎議案第84号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第25、議案第84号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第84号についてご説明いたします。

提案理由ですが、平成28年度の人事院勧告並びに秋田県人事委員会の勧告にならうとともに、県及び県内の他市町村の動向を踏まえ、期末手当を平成28年12月支給にさかのぼり支給率を改定するとともに、平成29年度以降も6月、12月の支給率を平準化するものでございます。

内容でございますけれども、改正条文は40ページですが、議案資料集の10ページの期末手当の支給割合を掲載した表にて説明させていただきます。

現行の12月支給月の支給率「100分の150」を0.05カ月引き上げ、平成28年12月にさかのぼり、「100分の155」とするものでございます。

平成29年4月以降につきましては、支給率の平準化を図るため、6月支給率を「100分の147.5」に12月の支給率を「100分の152.5」とするものでございます。

なお、新旧対照表は11ページとなっております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第84号の説明が終わりました。

◎議案第85号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第26、議案第85号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第85号についてご説明いたします。

提案理由ですが、議案第84号同様に、平成28年度の人事院勧告並びに秋田県人事委員会の勧告にならうとともに、県及び県内の他市町村の動向を踏まえ、期末手当を平成28年12月支給にさかのぼり、支給率を改訂するとともに、平成29年度以降の支給率を平準化するとするものでござい

ます。

それでは改正内容ですが、改正条文は42ページでございますが、議案資料集にて説明いたします。議案資料集10ページの期末手当支給割合の表をごらんください。

期末手当の改正内容は、議案第84号と同様で、平成28年12月にさかのぼり0.05カ月引き上げとし、平成29年4月以降については支給率の平準化を図るものでございます。

なお、新旧対照表は12ページとなっております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第85号の説明が終わりました。

◎議案第86号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第27、議案第86号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第86号についてご説明いたします。

提案理由ですが、議案第85号同様に、教育長についても期末手当の支給率を改定したく、提案するものでございます。

改正内容ですが、改正条文は44ページでございますが、議案資料集にて説明いたします。

議案資料集10ページの期末手当の支給割合の表をごらんください。期末手当の改正内容は、議案第85号と同様で、平成28年12月にさかのぼり0.05カ月引き上げとし、平成29年4月以降については支給率の平準化を図るものでございます。

なお、新旧対照表は13ページとなっております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第86号の説明が終わりました。

◎議案第87号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第28、議案第87号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第87号についてご説明いたします。

提案理由ですが、10月7日に秋田県人事委員会より、一般職職員の給与改定についての勧告が行われ、一般職については、人事委員会の勧告に準じた改正をしたく、提案するものでございます。

人事委員会の勧告の概要ですが、議案資料集14ページをごらんいただきたいと存じます。

勧告のポイントですが、月例給及び勤勉手当を引き上げするものとするもので、第1点は、月例給で公民較差417円（0.11%）を解消するため、若年層に重点を置いて引き上げとするものでございます。

第2点は、民間のボーナス支給割合を踏まえまして、年間「4.05月」を「4.1月」に引き上げするもので、民間の支給状況等踏まえ、勤勉手当を0.05カ月引き上げするものでございます。

もう1点は、配偶者に係る扶養手当額を他の扶養親族と同額とし、子供に係る手当額を引き上げするものでございます。

この勧告に準じて、美郷町一般職の職員の給与に関する条例の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容を説明いたします。

改正条文は46ページから55ページまででございますが、議案資料集の14ページ、中段の美郷町一般職の職員の給与に関する条例改正の概要にて説明いたします。

平成28年給与改定についての①ですが、行政職給料表を平成28年4月に遡及し、改正するものです。

改正後の給料表は、議案の46ページから51ページまでとなっております。

次に、②の勤勉手当の改正ですが、勤勉手当の平成28年12月期を遡及し、0.05カ月引き上げし、0.775カ月とし、平成29年度以降については、支給率の平準化を図るため、年間1.5カ月分の支給率を変えずに、6月期、12月期とも0.75月とするものでございます。

次に、③の扶養手当であります。配偶者の手当1万3,000円を、平成29年度は1万円、平成30年度以降は、他の扶養者と同額の6,500円とし、子供の手当6,500円を平成29年度は8,000円、平成30年度以降は1万円に引き上げするものでございます。

また、※の部分については、配偶者が不在の扶養者についての経過措置であります。

なお、新旧対照表及び読みかえ表は、議案資料集15ページから21ページまでとなっております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第87号の説明が終わりました。

◎議案第 88 号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第29、議案第88号 美郷町税条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（齊藤敦子君） 議案第88号 美郷町税条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由でございますが、所得税法等の一部を改正する法律が公布され、平成29年1月1日から施行されることに伴い、美郷町税条例の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

改正条文は58ページから62ページにございますが、改正の概要についてご説明いたします。

日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるため、日台民間租税取決めが締結され、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が一部改正されたことにより、台湾において生じた利子及び配当等にかかる課税の特例の追加でございます。

それでは、議案資料集の新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集22ページをごらん願います。

22ページから25ページ上段、附則第18条の4は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の創設でございます。台湾において特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額、または特例適用配当等の額にかかる所得を分離課税するもので、税率を3%とする旨の規定でございます。

25ページ下段から29ページ、第18条の5は、第18条の4に特例が創設されたことに伴い、繰り下げて字句の変更等、所要の改正を行うものでございます。

議案集にお戻りいただいて、62ページをごらん願います。

附則でございますが、この条例は平成29年1月1日から施行され、施行日以降に支払われる特例適用利子等、または特例適用配当等に適用する旨を規定してございます。これにより、個人住民税の適用は平成30年度課税からとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第88号の説明が終わりました。

◎議案第89号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第30、議案第89号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（齊藤敦子君） 議案第89号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由でございますが、所得税法等の一部を改正する法律が公布され、平成29年1月1日から施行されることに伴い、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

改正条文は64ページから65ページにございますが、改正の概要については、美郷町税条例の一部改正と同様に、日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるため、日台民間租税取決めが締結され、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が一部改正されたことにより、台湾において生じた利子及び配当等にかかる課税の特例の追加でございます。

それでは、議案資料集の新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集30ページをごらん願います。

附則第16項は、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例の創設でございます。町民税で分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める旨を規定するものでございます。

同じページ下段、第17項は、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の創設でございます。町民税で分離課税される特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める旨を規定するものでございます。

31ページ下段、第18項及び第19項は、第16項及び第17項に特例が創設されたことに伴い、順次繰り下げるものでございます。

議案集にお戻りいただいて、65ページをごらん願います。

附則でございますが、この条例は平成29年1月1日から施行され、施行日以降に支払われる特例適用利子等、または特例適用配当等に適用する旨を規定してございます。これにより、国民健康保険税への適用は平成30年度課税からとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第89号の説明が終わりました。

◎議案第90号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第31、議案第90号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（本間和彦君） 議案第90号についてご説明いたします。

11月7日付で特定非営利活動法人みさぼーとより、美郷町住民活動センターの指定管理者の指定を引き続き受けたい旨の申請がございました。

同月22日の開催、美郷町指定管理者選定委員会におきまして、同NPO法人を候補者として選定いたしました。

したがって、地方自治法第244条の2第6項の規定により、特定非営利活動法人みさぼーとを美郷町住民活動センターの指定管理者として指定したく、提案するものでございます。

なお、指定期間は3年でございます。

説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第90号の説明が終わりました。

◎議案第91号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第32、議案第91号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 議案第91号についてご説明いたします。

11月10日付で美郷町観光協会から美郷町清水とふれあいの里施設のうち、観光案内休憩広場の指定管理を受けたい旨の申請があり、11月22日に開催された美郷町指定管理者選定委員会において候補者として選定したことから、美郷町観光協会を同施設の指定管理者に指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

なお、指定期間は3年間でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第91号の説明が終わりました。

◎議案第92号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第33、議案第92号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（高橋 穰君） 議案第92号についてご説明いたします。

11月14日付で株式会社美郷の大地より、美郷町アクティセンター及び美郷町堆肥センターの指定管理を引き続き受けたい旨の申請がありました。11月22日に開催された美郷町指定管理者選定委員会において、同社を候補者として選定したことから、株式会社美郷の大地を同施設の指定管理者に指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

なお、指定期間は3年間でございます。

説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第92号の説明が終わりました。

◎議案第93号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第34、議案第93号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋一久君） 議案第93号についてご説明いたします。

11月15日付で美郷温泉振興株式会社より、美郷町サン・スポーツランド千畑温水プール及び美郷町サン・スポーツランド千畑テニスコートについて指定管理を受けたい旨の申請がございました。11月22日に開催された美郷町指定管理者選定委員会において、同社を候補者として選定したことから、美郷温泉振興株式会社を同施設の指定管理者として指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

なお、指定期間については3年間でございます。

説明は以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第93号の説明が終わりました。

◎議案第94号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第35、議案第94号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋一久君） 議案第94号についてご説明いたします。

11月8日付で特定非営利活動法人みさぼーとより、美郷町屋内スポーツ館及び美郷町歴史民俗資料館について、指定管理を引き続き受けたい旨の申請がございました。11月22日に開催された美郷町指定管理者選定委員会において、同法人を候補者として選定したことから、特定非営利活動法人みさぼーとを同施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

なお、指定期間については3年でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第94号の説明が終わりました。

昼食のため、午後1時まで休憩します。

（午前11時50分）

（午後 1時00分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第95号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第36、議案第95号 平成28年度美郷町一般会計補正予算第8号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（本間和彦君） 議案第95号 平成28年度美郷町一般会計補正予算第8号についてご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額に7万円を追加する件と、地方債の補正1件でございます。

初めに、82ページ、第2表地方債補正をご説明いたします。

今回は、起債限度額の変更でございますが、合併特例債につきましては、事業費の一部確定による1,070万円の減額、過疎対策事業債につきましては、事業費の一部確定による減額に加え、国の補正予算による増額等を見込んでございまして4,360万円の増額でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。86ページ・87ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正財源として普通交付税を充当するものでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 13款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金ですが、低所得者の負担軽減のため、法令により軽減しました保険税分等を一般会計から繰り入れすることについて、国が負担すべき2分の1の額が確定しましたので、多かった分を減額するものです。

次の2節障害者福祉費負担金は、透析等の医療給付に不足が生じると見込まれることから、障害者自立支援給付金の国負担分の2分の1を計上しております。

○企画財政課長（本間和彦君） 同じく2項1目総務費国庫補助金でございますが、社会保障・税番号制度システム改修費等補助金18万4,000円を計上してございます。

地方公共団体情報システム機構にございます社会保障・税番号制度システムの間接サーバの調整にかかる補助金でございますが、補助率は10分の10でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 同じく、2項5節の高齢者福祉費ですが、高齢者施設より防犯対策としまして防犯灯を設置したく、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により申請があったことにつきまして、国の補助内示がありましたので計上いたしました。歳出に同額を計上しています。10分の10ですので、町の持ち出しはございません。

3目2節の保健衛生費補助金ですが、健康管理に使用していますシステムにマイナンバー機能を追加したく、社会保障・税番号制度システム改修費等の国からの補助金3分の2分を計上いたしました。

○建設課長（小林宏和君） 5目1節道路新設改良費補助金は、除雪機械整備と橋梁補修事業の社

会資本整備総合交付金額の確定見込みによる減額でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君）　続きまして、次のページをごらんください。

14款1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金ですが、冒頭の国庫負担金で説明しましたが、低所得者の負担軽減のため軽減した保険税分等を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れすることについて、県が負担すべき額が確定しましたので、当初予算見込みより多かった分を減額するものです。

同じく2節障害者福祉費負担金は、透析に係る障害者自立支援給付金のうち、県の負担分4分の1分を計上しております。

○教育次長兼教育推進課長（高橋正規君）　2項県補助金6目3節ウインタースポーツパワーアップ事業補助金でございますが、スキー授業の推進に係る県の事業の採択を町内の3つの小学校が受けたことによる補助金でございます。

○税務課長（齊藤敦子君）　19款5項5目1節弁償金でございますが、ナンバープレート再発行の実績分を計上しております。

○企画財政課長（本間和彦君）　20款町債でございますが、5目土木債町道新設改良事業債でございますが、除雪機械整備事業の事業費確定に加え、橋梁長寿命化対策事業の財源について、国の補正予算に係る調整分を計上するものでございます。

8目農林水産業債農村整備事業債でございますが、国の補正予算関連事業であります農地集積加速化事業費負担金の財源として計上するものでございます。

歳入は以上でございます。

○総務課長（高橋 薫君）　次に歳出ですが、初めに款項目の2節・3節・4節の人件費について、一括して説明いたします。

今回の人件費の補正は、議案第84号から議案第87号までの議会議員、特別職の期末手当改定及び職員の給与改定による増額、並びに職員手当支給対象者の変動による調整が主なものでございます。一般会計全体で304万5,000円の増額です。

人件費の概要につきましては、108ページからの給与費明細書に記載してございますので、ごらん願います。

まず特別職ですが、内訳として3節の期末手当が37万9,000円の増額となっております。

109ページの一般職ですが、2節の給料が55万4,000円、3節の職員手当が208万4,000円、4節の共済費が2万8,000円、それぞれ増額となっております。

人件費の概要は以上でございますので、以降の各款項目の人件費の説明は省略させていただきます。

ます。

それでは、人件費以外の歳出について順次説明してまいります。90・91ページをごらんください。

中段でございます。2款1項1目一般管理費の4節共済費の社会保険料ですが、臨時職員の社会保険料不足分であります。7節賃金の事務補助員賃金ですが、職員の病気休暇に対応するための賃金であります。11節需用費の修繕料ですが、庁舎議場のガラスに野鳥が原因と思われるひび割れが発生したため、これを修繕する経費であります。

次に、5目財産管理費の13節委託料ですが、国の総務省より公共施設の建材などにおけるアスベスト状況調査があり、この調査経費であります。15節工事請負費ですが、旧仙南西小学校の高圧区分閉閉器が更新時期に当たることから、交換工事費の補正をお願いするものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 2款1項2目行政推進費でございますが、地域おこし協力隊の隊員募集における面接試験にかかる旅費を計上してございまして、本町で実施いたします一次面接での受験者4名分と、首都圏で実施いたします二次面接での町関係者3名分でございます。

募集の内容でございますが、今月下旬から専用サイトや町のホームページ等でのPRを開始いたしまして、1月下旬に予定されております都内での県内市町村合同の募集イベントへの参加などを通じ、隊員確保に向けて取り組んでまいります。募集人員は2名、着任は来年4月以降、活動の分野は中心市街地の活性化と観光資源の発掘と活用などを予定してございます。

こうした隊員募集に要する経費は、1団体当たり200万円を上限といたしまして、特別交付税により手当されるものでございます。

続きまして、同じく7目電子計算費でございますが、92ページ・93ページをお願いいたします。

18節には、国が進めております地方公共団体情報セキュリティ強化対策の一環として実施するインターネット回線と行政専用ネットワーク回線の分離に必要なライセンスやプリンター等の機器を購入するための経費を計上してございます。

19節には、先ほど歳入で説明させていただきました社会保障・税番号制度システム改修費等補助金に対応する歳出でございまして、歳入額と同額の計上で、地方公共団体情報システム機構への支出を予定してございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 9目防犯対策費の修繕料でございますが、防犯灯の修繕料に不足が見込まれるため、増額するものでございます。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次に、10目未来づくり交付金事業費でございますが、来年3月4日に、千葉大学名誉教授で稲わら研究の第一人者宮崎 清先生を講師に「わら文化」の交流の集

いの開催を予定しておりますが、開催内容について関係者と調整の結果、報償費及び需用費に不足が見込まれるため、追加をお願いするものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 12目地方創生事業費19節の空き家活用型定住・仕事支援事業補助金ですが、本年度既に9件の申請がございましたが、新たに3件の申請と1件の空き家改修工事費の増額があり、補正をお願いするものでございます。

内訳といたしましては、町外から本町に移住のため、空き家を購入し改修するものが2件、本町住民が空き家を購入し改修するものが1件、9月定例会で補正をお願いした町外から移住される方の空き家改修について工事費がかかり増しになり、補助金の増額をお願いするものが1件でございます。

同じく、19節3世代同居子育て支援事業補助金ですが、本年度既に5件の申請がありましたが、新たに3世代同居を開始される方から1件の申請があり、補正をお願いするものでございます。

○税務課長（齊藤敦子君） 2項2目賦課徴収費7節賃金でございますが、平成28年分の確定申告からマイナンバーの記載が義務づけられ、従来方式ではマイナンバー関係書類の写しを添付しなければなりません。電子申告であれば書類の写しを省略できるなどのメリットがあり、申告者の待ち時間等に配慮できるため、電子申告を実施したく、当初は事務補助員1名としておりましたが、利用者識別番号を取得する事務等従事のため、3名に増員したく、2名分の増額補正をお願いするものでございます。

12節役務費でございますが、陸運局への軽自動車の電子照会が新規登録分だけではなく、継続検査業務を照会できるようになったため、今後の見込み台数分を計上しております。

14節使用料及び賃借料でございますが、電子申告にふぐあいが生じた場合の対処及び申告者の待ち時間縮小を図るため、当初3台としていたコピー機を6台にしたく、3台分の増額補正をお願いするものでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 次の94・95ページをお開きください。

中ほどになります。3款1項2目障害者福祉費からとなります。

8節報償費は、第4期の障害福祉計画につきまして一部見直しを実施したく、関係委員を招集したく計上しております。20節扶助費は、歳入で国県負担分を計上していますが、透析等にかかる医療給付に不足が生じると認められることから必要額を計上いたしました。

3項19節負担金補助及び交付金ですが、歳入でご説明しましたが、高齢者施設より防犯灯の設置に関する助成申請がありましたので、防犯用照明器具に対する助成分を計上しております。

4項28節の国保特別会計への繰出金ですが、歳入において保険基盤安定負担金額の確定により、

国県分を減額計上していますので、国保特別会計へのルール上の繰出金を減額するものです。

○教育総務課長（煙山光成君） 96ページ・97ページをお願いいたします。

2項3目児童福祉施設費ですが、11節はこども園修繕費に不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。また、13節委託料ですが、六郷わくわく園敷地内の支障木の伐採及びケヤキの剪定等にかかる業務委託費用をお願いするものでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 続いて、4款1項1目の13節委託料、電算保守委託料ですが、健康管理に使用していますシステムにマイナンバー機能を付加するためのものです。以上です。

○建設課長（小林宏和君） 続きまして、4款3項1目簡易水道費28節ですが、消費税還付見込みに伴う特別会計への繰出金の減額です。

○農政課長（高橋 穰君） 98ページ・99ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費ですが、美郷うりこめ推進事業において、美郷米PR用のシールに不足が生じ、追加作成のための消耗品費と、薬用植物栽培推進事業において、連携協定締結機関を含む関係機関との打ち合わせ訪問のための旅費に不足が見込まれることから、増額補正をお願いするものでございます。

なお、補正に当たりまして、両事業の実績見込みを勘案し、8節から11節内で減額を含む組み替えを行った上で、普通旅費と消耗品費の増額をお願いするものでございます。

6目農業振興施設管理費ですが、千畑生産物直売所、サン・アール向かいのレストハウス紫織里ですが、玄関外側の自動ドアが部品劣化により作動しなくなったため、11節にて修繕料の増額補正をお願いするものでございます。

8目農村整備費ですが、県営事業である金沢地区の農地集積加速化基盤整備事業について、国の第二次補正で事業費6億2,000万円が追加されたことに伴い、19節にてこの事業費に対する町の負担金の増額補正をお願いするものでございます。

○建設課長（小林宏和君） 28節は給与改定等に伴う特別会計への繰出金の増額です。

次の100・101ページをお願いいたします。下段のほうになります。

8款2項2目道路維持費11節は、各種除雪機械ダンプトラック等におきまして、経年劣化による修繕が多く、今後、予算に不足が見込まれ、冬期除雪に万全を期したく補正するものです。

次に、18節車両購入費ですが、秋田県所有の平成13年式除雪トラックの払い下げを受けたく、その譲渡に要する補正です。

次の除排雪機械購入費ですが、当初、除雪グレーダー2台の更新としておりましたが、今期、社会資本総合整備交付金の配分により、1台分を減額するものです。

次に、3目道路新設改良費13節は、国より橋梁点検の追加予算として89橋の点検に要する枠配分がございまして、測量調査委託料を補正するものです。

15節は当初、万願寺橋の一部補修工事を予定しておりましたが、今期の社会資本総合整備交付金の配分により減額するものです。

次の102・103ページをお願いいたします。

8款5項1目下水道費28節は、給与改定に伴う繰出金の増額です。

次に、8款6項1目住宅管理費11節は公営住宅の老朽化に伴い、配管漏水や電気機器の修繕経費に不足が見込まれ、20件相当の各種修繕費の補正でございます。13節は新規入居が今後5件が見込まれ、入居前ハウスクリーニング経費の補正でございます。

○教育次長兼教育推進課長（高橋正規君） 104ページ・105ページをお願いいたします。

10款教育費2項小学校費2目19節ですが、ウインタースポーツパワーアップ事業補助金でございますが、歳入でご説明申し上げました、スキー授業の推進に係る県の事業の採択を受けたことによる補助金の補正をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次の4項1目社会教育総務費9節の旅費でございますが、ことし5月に北部航空音楽隊による演奏会を開催していただいたところでございます。その際、町民歌や各小中学校の校歌を吹奏楽用の譜面作成と音源収録をお願いしてございました。そのできたものを受領するため、職員旅費の追加をお願いするものでございます。

19節は、生涯学習団体の研修会等に支援するため、生涯学習団体等バス借上げ助成を実施してございますが、予算に不足が見込まれることから追加をお願いするものでございます。

4目社会教育施設費7節ですが、本年度から改修工事に着手しております坂本東嶽邸資料等の整理作業員賃金の追加をお願いするものでございます。11節は、歴史民俗資料館に旧町村コーナーの展示を追加することになってございまして、同時にパンフレットを変更いたしたく、その印刷代をお願いするものです。12節は、武道館東側にあります郷土資料館の一部解体に伴う警備保障の切りかえ警護をお願いするものでございます。次の13節は、坂本東嶽邸母屋に設置してございます家紋入りの玄関幕でございますが、このままでは劣化が進むことが懸念されることから、レプリカを作成し、代用することといたしまして、その経費をお願いするものです。なお、本物については、防腐処理等を行い、資料保存することとしております。

次のページをお願いします。

5項1目保健体育総務費19節でございますが、来年1月28日から、リリオスを初め町内体育館で第1回魁星旗争奪フットサル大会が開催される運びとなり、冬期間の少年サッカーの活動の場

を広げることや、町内体育施設の利活用に寄与することなどから、共催として補助いたしたくお願いするものです。

次の2目11節修繕料でございますが、総合体育館リリオスの自動防火扉が消防用設備等点検の結果、ふぐあい指摘されたことから早急に修繕いたしたく、4基分の経費をお願いするものです。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第95号の説明が終わりました。

◎議案第96号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第37、議案第96号 平成28年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） 議案第96号 平成28年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号について説明いたします。

今回の補正は高額療養費の増額、それから保険基盤安定制度の国県の負担分の額の確定によります減額、よって2,810万1,000円を減額するものです。

歳入から説明しますので、118ページ・119ページをごらんください。

3款1項1目療養給付費負担金の1節現年度分ですが、一般の療養給付費について医療費の減少傾向から、国の負担分を減額するものです。ただ、医療費が大きく減少傾向にあるわけではなく、高額療養費分として支払われる療養費が伸びていることから、全体では7月ごろから医療費増加の傾向に転じております。

次の3目特定健康診査等負担金の1節は、前年度の特定健康診査分の実績精算により追加になりましたので計上しております。

5款1項1目前期高齢者交付金の1節現年度分ですが、前期高齢者の療養給付費が見込みより伸びていますので、その分を計上いたしました。

続きまして、9款1項1目一般会計繰入金ですが、一般会計からの繰り入れとして、1節保険税軽減分は7割・5割・2割軽減に係る繰り入れ分、2節保険者支援分は低所得者に対する財源補填分、5節財政安定化支援事業は、保険者の責任に帰することができない特別な治療による減収分への補填などの額の確定により減額補正するものです。

1枚ページをめくってください。

続いて歳出です。

2款1項1目一般被保険者療養給付費ですが、歳入の減により財源が変わっております。

2款2項1目一般被保険者高額療養費ですが、高価な薬などの使用がふえまして、高額療養費として支払われる分がふえております。よって、予算に不足額が生じると見込まれますので、必要見込額を計上いたしました。

3款1項1目後期高齢者支援金の19節負担金補助及び交付金ですが、額の確定により不用分を減額するものです。

4款1項1目前期高齢者納付金の19節負担金補助及び交付金ですが、これも額の確定により不足分を追加計上するものです。

1枚ページをめくってください。

8款1項1目特定健康診査等事業費ですが、歳入において追加がありましたので、財源の補正です。

11款1項3目23節償還金利子及び割引料ですが、療養給付費負担金の実績や保健指導負担等の前年度実績の精算により返還すべき金額が生じたので、その分を計上しております。

12款1項1目予備費ですが、歳出に対しまして不足する財源について予備費で調整いたしました。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第96号の説明が終わりました。

◎議案第97号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第38、議案第97号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第97号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。

今回の補正の内容は、歳入歳出それぞれ41万2,000円を減額する件と、地方債の変更1件です。

第2表地方債補正をご説明します。129ページをお願いいたします。

今回は仙南中央地区簡易水道事業の完了により160万円を増額するものです。

続きまして、134・135ページをお願いいたします。

歳入、3款1項1目簡易水道事業費国庫補助金1節は、仙南中央地区簡易水道事業の実績見込みによる減額です。

4款1項1目一般会計繰入金1節は事業完了及び消費税還付見込みに伴う繰入金の減額です。

6款3項2目雑入の2節は消費税還付見込みに伴う相当額の増額です。

7款1項1目簡易水道事業債1節は、仙南中央地区簡易水道事業の完了見込みによる簡易水道事業債並びに過疎対策事業債の増額です。

続いて歳出、136・137ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費13節は、水道メーターの検針事業完了に伴う減額と、水道企業会計移行に伴う水道料金システムの改修費の補正でございます。27節は消費税還付見込みに伴う納付分の減額です。

次に、1款2項1目施設管理費11節の補正は、老朽化に伴う水道管漏水修繕等経費に今後不足が見込まれるための補正です。

1款3項1目簡易水道整備事業費は、事業完了見込みに伴う財源の組み替えです。

簡易水道事業は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第97号の説明が終わりました。

◎議案第98号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第39、議案第98号 平成28年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第98号 平成28年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。

今回の補正の内容は、歳入歳出それぞれに141万6,000円を追加する件と、地方債の変更1件です。

第2表地方債補正をご説明します。145ページをお願いいたします。

今回は、流域下水道大曲処理区の耐震化工事の追加により、負担分として起債限度額に140万円を増額するものでございます。

続きまして、150・151ページをお願いいたします。

歳入、3款1項1目一般会計繰入金は給与改定に伴う繰入金の増額です。

6款1項1目下水道事業債は、大曲処理場の耐震化工事、流域下水道事業負担に対応するための増額です。

続いて、152・153ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目一般管理費は給与改定等に伴う人件費の増額。

1款3項1目下水道整備事業費19節は、大曲処理場耐震化工事、流域下水道事業負担金の増額です。

下水道事業は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第98号の説明が終わりました。

◎議案第99号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第40、議案第99号 平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第99号 平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。

今回の補正の内容は、歳入歳出それぞれに7万6,000円を追加する件です。

164・165ページをお願いいたします。

歳入、4款1項1目一般会計繰入金は給与改定に伴う繰入金の増額です。

続きまして、歳出、166・167ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、給与改定に伴う人件費の増額と、今後の時間外勤務手当に不足が見込まれ、補正するものでございます。

農業集落排水事業は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第99号の説明が終わりました。

◎美郷町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（高橋 猛君） 日程第41、美郷町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

現在の委員及び補充員は平成28年12月16日をもって任期満了となります。選挙管理委員会委員長からその旨、通知がありましたので、地方自治法第182条の規定に基づき、選挙を行うものです。

選挙の方法についてお諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

次に、指名の方法についてお諮りします。指名の方法は議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長が指名することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午後 1時35分）

（午後 1時36分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

選挙管理委員には、鈴木喜美夫氏、黒川奥子氏、鈴木直保氏、田郡良太郎氏を、補充員には、第1順位、煙山俊幸氏、第2順位、高橋 猛氏、第3順位、福田かよ子氏、第4順位、高橋世紀氏を指名します。

お諮りします。ただいま本職が指名した方を選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま本職が指名した方が美郷町選挙管理委員及び補充員に当選されました。

◎秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（高橋 猛君） 日程第42、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

現在の議員は、平成28年11月27日をもって任期満了となっています。

秋田県後期高齢者医療広域連合長から、その旨、通知がありましたので、選挙を行うものです。

選挙の方法についてお諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

次に、指名の方法についてお諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長が指名することに決定しました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員には、町長、松田知己君を指名します。

お諮りします。ただいま本職が指名した方を秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま本職が指名した方が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

◎散会の宣告

○議長(高橋 猛君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

12月14日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後 1時39分)